

松江市予防接種委員会設置要綱

(目 的)

第 1 条 松江市が実施する予防接種の円滑な運営を図るため、松江市予防接種委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(業 務)

第 2 条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議する。

- (1) 予防接種に関わる実施上の諸問題に関すること。
- (2) その他

(組 織)

第 3 条 委員会の委員は、下記のとおりとする。

- (1) 一般社団法人松江市医師会予防接種委員会の顧問、委員長、副委員長及び委員
- (2) 松江保健所長

2 会議に委員長、副委員長を置く。

- (1) 委員長は、一般社団法人松江市医師会予防接種委員会の委員長をもって充てる。
- (2) 副委員長は、一般社団法人松江市医師会予防接種委員会の副委員長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を総理する。委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が、その職務を代理する。

(任 期)

第 4 条 委員会の委員の任期は 2 年とする。

(会 議)

第 5 条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(事務局)

第 6 条 委員会の事務は、松江市健康福祉部健康推進課において行う。

(その他)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。